

遺児高校入学祝金支給事業 基金条例の制定

- ・今までの条例が令和7年3月31日で期限が切れた
- ・寄付者の意向を尊重するため、新たに期限を設けず条例を制定

Q 今回の条例に期限措置を設けない理由は。

A この事業は、かなり長期的に継続実施できると推測している。
予算要求時に基金残額や対象者の状況を確認しながら運用していく。

Q 遺児入学祝金を2万円支給してきたが、物価高騰などを考慮して増額を検討したのか。

A 今後、検討していく。



税条例の一部改正

- ・特定親族特別控除（19歳以上23歳未満）の項目が追加
- ・加熱式たばこ税の見直し

Q 特定親族特別控除の目的、メリット、デメリットは何か。

A 目的は、19歳以上23歳未満の方の働き控えを減らし、人材を増やすためである。
扶養者は控除額が増加するため税負担が減る。一方で、町は減収となる。

Q 加熱式たばこ税の見直しによる増収見込みは。

A 令和7年度当初予算ベースで試算すると、たばこ税全体で約500万円増額の見込みである。



令和7年度 一般会計補正予算

同窓会・ふるさと応援クーポン事業見直し 7万円 (総額 72万円)

- ・附帯決議を踏まえ、配布方法を変更
- ・二十歳の集いの案内状と同封するため、使用期間が約2カ月間に延長

Q 生涯学習課で計上されている予算(郵送料)は、どのように扱うのか。

A 当該予算は執行しないよう、適切に管理する。

